

京都大学	博士(文学)	氏名	田林（元岡）千尋
論文題目	平安期歌謡の文献学的研究		
(論文内容の要旨) 上代の『古事記』や『日本書紀』に見られる「歌」は、旋律に乗せて歌われるものが主であった。だが、『万葉集』ではこのような「歌」の数は減少する。平安時代の『古今和歌集』以後の文学作品に登場する「歌」は、その大半が短歌型和歌、すなわち詠む「歌」である。 しかし、当然のことながら、旋律に乗せて歌われる「歌」が失われたわけではない。記紀歌謡の流れをくむ大歌は初期の平安宮廷にも伝承され、やがて、新たな歌謡ジャンルを確立する。神楽歌、催馬楽、風俗歌、東遊歌という四種の平安期宮廷歌謡、所謂「四譜」と呼ばれるものである（以後「平安期歌謡」と称する場合はこの四譜を指す）。 近代以降の平安期歌謡研究は、折口信夫の民俗学的研究に端を発するものが中心だった。日本古典文学大系3『古代歌謡集』、新編日本古典文学全集42『神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』といった比較的新しい注釈書を見ても、その説をたどると折口や西角井正慶の民俗学的手法による解釈に行き着くものが多く、文献学的手法による研究が充分とは言えない状況である。その原因の一つには、研究資料に恵まれていないという問題がある。平安期歌謡の古写譜本は現存するものが数本しかなく、注釈書や楽書も中世まで待たなければならない。 この問題について、近年の催馬楽研究では、同時期の和歌や歌謡の研究で得られた知識を歌謡の詞章解釈に援用しようという動きが活発化している。平安期歌謡と短歌型和歌は、歌う「歌」か詠む「歌」かという点に加え、短歌型に限定されるか否か、囃子詞や繰り返しの語を記すか否かといった点等にも違いがある。だが、一方で両者の親和性は疑い得ない。一部の平安期歌謡は、『古今和歌集』や『拾遺和歌集』といった同時代の勅撰和歌集に採録されている。ことばについても、短歌型和歌・歌謡のいずれか一方のみに用いられる語が存在する一方で、重なる領域も広い。平安中期以降には、歌謡の詞章に由来をもつことばが和歌に用いられったり、歌謡が歌われる情景を題材として和歌が詠まれたりすることもある。これらの和歌は、平安期歌謡の詞章を理解する上で、貴重な同時代の言語資料となり得る。平安期歌謡のことばを取り入れた和歌や、それらを題材にした和歌を丹念に調査し、その結果を援用することによって、従来の民俗学的手法に頼らない歌謡の解釈が可能になると考えられる。たとえ従来の民俗学的手法によるものと同じ結論に行き着くとしても、文献学的手法によってそれらの解釈を裏付けていくことは文学研究として必要であろう。			

そこで、本論ではまず第一篇第一章、第二章において、平安期歌謡が同時代の勅撰和歌集や私撰集にどのように収められているかを確認した。

『古今和歌集』巻第二十が、平安期歌謡と同歌あるいは類歌と見られる和歌（以下、「同類歌」）のみで構成されていることは既によく知られている。この巻は、『古今和歌集』に収められた和歌が本来神に向かって詠まれるものであるということを示す（新井栄蔵）と同時に、「天皇の歌集」として「天皇をことほぎ、天皇の治世の安寧を祈念する」こと（犬飼公之）を目的として編纂された。そこに収められた平安期歌謡同類歌は、『拾遺和歌集』巻第十巻頭の神楽歌同類歌十一首とともに、勅撰和歌集における「賀」の部立の成立過程をうかがわせる和歌研究資料である。そして同時に、これらの歌謡が宮廷儀礼として成立、定着した時期の歌謡研究資料として、他に類を見ない貴重なものでもある。また、この点は、同時期の類題和歌集『古今和歌六帖』に採録された平安期歌謡同類歌も同様である。

本論では、『古今和歌集』、『拾遺和歌集』、『古今和歌六帖』といった和歌集に、歌謡の詞章がどのような形で収められているかについて論じた。これらの歌謡同類歌は、歌謡本来の囃子詞や繰り返しの語を含む形ではなく、すべて短歌型で収められている。この点で、『古今和歌集』、『拾遺和歌集』、『古今和歌六帖』に採録された歌謡同類歌は、独立した和歌として扱われていると言える。

だが一方で、『古今和歌集』巻第二十所収の歌謡同類歌群は、ある程度の数の歌謡同類歌をまとめて収め、歌謡同類歌以外の和歌を間に含まない。また、歌謡同類歌群や歌謡同類歌につけられた題は、歌謡譜本に見られる歌謡群名や曲名と一致する。そして、歌謡同類歌の配列は、歌謡譜本に見られる曲順とおおむね一致する。このような『古今和歌集』巻第二十の歌謡同類歌の採録の特徴からは、これらの歌謡同類歌が歌謡であることに重きを置いて扱おうとする意識がうかがえる。

このような意識の程度は、勅撰和歌集と『古今和歌六帖』とでは異なっている。『古今和歌六帖』に収められた歌謡同類歌の配置配列からは、歌謡であることに対する意識は勅撰和歌集ほどはっきりとは読み取れない。類題歌集という歌集の性質上、『古今和歌六帖』において重要視されるのはあくまで各歌に含まれる語や表現と、それらの実作を効率的に配列することである。『古今和歌六帖』の配列においては、歌謡同類歌に対する「歌謡」という意識はあくまでも独立した「和歌」という意識の下位に置かれていたのである。これはつまり『古今和歌六帖』編者が、平安期歌謡を和歌の一種ととらえ、歌謡の語句を和歌に用いようと考えていたということにはほかならない。この点で、『古今和歌六帖』は歌謡と和歌の接点として、より重要な位置を占めていると言える。

このような『古今和歌集』巻第二十や『拾遺和歌集』巻第十の歌謡同類歌群の存在、そして『古今和歌六帖』のような類題和歌集に歌謡同類歌が多く収められたこともあって、平安時代中期以降、歌謡が歌われる情景やその詞章に由来をもつが、短歌型和歌

に詠み込まれるようになる。

そこで第一篇第三章、第四章では、神楽歌から二曲を取り上げ、これらの詞章の語句や、歌われる情景が詠み込まれた同時代の和歌を引きながら、詞章解釈を試みた。

第一章第三章では神楽歌「杓」の本文異同を取り上げ、同歌の詞章の時代的変遷と意図的改変について述べた。また、解釈の分かれる末歌第五句異同本文「みづさびにけり」（重種本『神楽歌』、鍋島家本『東遊歌 神楽歌』）の解釈を試みた。

神楽歌「杓」の本文異同は、詞章に古体を残していると考えられる『神楽和琴秘譜』の詞章から、それぞれの時代に理解しやすい表現へと変化することで生じていると考えられる。また、その変化によって生じた文脈のねじれを正すため、意図的に改変されたと考えられる例もある。

また、末歌第五句異同本文「みづさびにけり」の解釈は、「さぶ」の語の解釈によって従来二説に分かれている。一つは、「神さぶ」、「をとめさぶ」、「翁さぶ」等の「さぶ」同様、名詞に付いて、いかにもそれらしいさまにある意を表す動詞を作る「さぶ」と捉えた「御神水らしくすばらしい水になったことだ」というもの（西角井正慶、池田弥三郎ほか）、もう一つは、人の訪れが絶え、時間の経過とともにものが古びる「さぶ」の意味と捉えた「水が古くさくなってしまった」というもの（賀茂真淵、熊谷直好、小西甚一、臼田甚五郎ほか）である。本論では、検討の結果、後者が穏当であると結論づけた。平安後期以降、名詞＋「さぶ」という表現に、人の訪れがないまま古びていく様を表す用法が生まれていたこと、詞章に古体を残していると考えられる『神楽和琴秘譜』等の本文が「みくさおひにけり」と井が荒廃したことを歌っていること、神楽歌「杓」を本歌とした平安中期の短歌型和歌に、神楽歌「杓」の詞章で「みづさびにけり」と言う箇所を「みさびゐて」（「みさび」は、澱んだ水の表面に生じる水渋）と言い換えている例があること等が根拠として挙げられる。

第一章第四章では、神楽歌「明星」を取り上げ、詞章の後半「明星はくはやこかなりや何しかも今宵の月はただここに坐すや」の解釈について述べた。同詞章に見られる「今宵の月」は実際に御神楽の場に出ている有明の月を指し、当該歌の詞章は空に明けの明星と月が同時に出ているさまを歌っているとするのが現在の通説である。この解釈は、平安後期から末期に神楽歌「明星」を題材に詠まれた和歌の表現によって裏付けられる。また、池田弥三郎によって、神楽歌「明星」の詞章は「暁の別れに対する名残惜しい気持ちを示している」ことが指摘されているが、同様の解釈に基づく表現が平安後期から末期に神楽歌「明星」を題材に詠まれた短歌型和歌に見られることも確認した。

さらに、神楽歌「明星」を題材とする和歌の歌題について、これらの和歌の歌題は「神楽」、次いで「冬」が多いこと、また、これらの中には、とくに内侍所御神楽での同曲を詠んでいる例が複数見られること、このように特定の御神楽を指す題は内侍所御神楽以外に見られないことを指摘した。平安後期から末期にかけて、貴族の間では、

「明星」の曲は内侍所御神楽と関係の深い曲として認識されていた可能性がある。

また、神楽歌「明星」を題材とする和歌の表現については、「声」や「うたふ」といった歌唱に関する語を詠む、御神楽の起源を引き合いに出すといった定型表現があることを指摘した。さらに、神楽歌「明星」を題材にする和歌には、「今宵の月」や「ただここに」等、神楽歌の詞章から直接ことばを引く例があること、これらの短歌型和歌に見られる「月」や、「ますかがみ」、「やたのかがみ」といった月を表す語も、神楽歌「明星」の詞章の「今宵の月」を指していると考えられることを指摘した。とくに「ますかがみ」、「やたのかがみ」といった語を用いる背景には、内侍所御神楽の祭祀の対象が八咫鏡であるという理解があった可能性もある。

それでは、このような歌謡の詞章やそれに基づく和歌表現を、同時代の歌学者はどのように捉えていたのか。そして、その理解がどのように歌謡の詞章解釈に活かされたのか。第二篇では、平安期歌謡の初期解釈史に視線を向けた。

第二篇第一章では、院政期から鎌倉時代にかけて活躍した歌学者顕昭の歌学書『袖中抄』に見られる平安期歌謡関連記事について述べた。『袖中抄』に引用されている多くの平安期歌謡の詞章は、現存する古写譜本が限られる平安期歌謡の研究において、校合資料として貴重である。とくに古写譜本に恵まれない風俗歌にあっては、『袖中抄』に引用された四首の詞章は、風俗歌の最古写本に近い時代に記された本文として価値がある。また、これらの歌謡関連記事は、院政期における平安期歌謡の解釈や、顕昭の、ひいては院政期の六条藤家歌学における歌謡観を知る資料としても有用である。

顕昭は歌学書を著す際、和歌集や歌学書に限らず、さまざまな資料を博搜している。歌謡資料を手元に置き、引用したのも、博引旁証する資料の一つと捉えるのが穏当だろう。だが一方で、『袖中抄』に見られる歌謡関連記事の多さや、勅撰集入集歌以外の歌謡も広く取り上げる姿勢は、顕昭以前の歌学書とは異なっている。院政期から鎌倉初期にかけての歌壇には、俊頼とその影響を受けた顕昭を中心に、歌語として用いられる歌謡の詞章の語を正しく理解し、正しく用いようという機運が生じていたのではないか。そのために、顕昭は譜本のような直接の歌謡資料にあたり、歌謡の理解を深めているとも考えられる。

この『袖中抄』を初めとした歌学書の知識をもって、平安期歌謡の最初の注釈書『梁塵愚案抄』は成立した。第二篇第二章では、一条兼良『梁塵愚案抄』について、その素地となった知識が多くの先行する歌学書、とくに『袖中抄』を中心とした顕昭歌学によるものであることを指摘した。歌謡が成立し、歌われていた時代に詠まれた和歌や、その中に見られることばの解釈を歌謡の詞章の解釈に援用した兼良の手法は、本論と共通する。だが、そこに論拠となる歌学書や歌学者の名が掲出されていなかったために、近代以降この兼良の重大な示唆は見落とされてきた。今後の平安期歌謡注釈のためには、その原点に存在する兼良の『梁塵愚案抄』の含む価値を再度見直し、兼良の平安期歌謡解釈の実践を一曲ずつ詳細に検証することが急がれる。

(論文審査の結果の要旨)

平安時代の文学といえば、漢詩に和歌、物語、随筆にときわめて多彩なものがあり、今日それぞれ活発に研究され、玉石こもごもながら数多くの業績が重ねられている。しかし、その中であって、神楽歌、催馬楽、風俗歌、東遊歌と称される歌謡群の研究者は少なく、ままた秀れた研究がないわけではないが、全般的に近來の研究成果の乏しい分野であろう。一つ一つの歌謡がどのように成立し、変容していったかについてはいまだに不明の点が多く、その歌詞にも読み解けないままに放置されているものが少なくない。宮廷の神事や、貴族の宴席や、または四方の民間において詠われ、すなわち当時の社会と人心を知る資料として重い意味をもつはずの歌謡であるだけに、研究の停滞は遺憾と言わざるを得ない。

停滞は、折口信夫とその門下の学者たちが民俗学的方法でさかんに歌謡を研究し、秀れたいくつかの注釈書を作った後、それを越える方法を歌謡研究が生み出せなかったことに起因するであろう。民俗学で解きうる問題はすでに解かれた。しかし、それを批判する新たな研究を展開するには文献があまりに乏しい。平安期歌謡を記す譜本の古写本は数点しか現存せず、注釈書も楽書も中世になるまで現れないという事情が存するのである。本論文「平安期歌謡の文献学的研究」は、そのような研究の停滞を打破せんとする志のもとに、文献を新たな方面に求め、歌謡研究の新たな方法を模索するものである。題目の「文献学的研究」とは、しかし正確な表現とはいいがたく、むしろ「文献資料による研究」とでも称すべきものであろう。

論者は、その「文献資料」を二つの方向に求める。ひとつは、歌謡を短歌の形にかえたものを収録する『古今和歌集』などの歌集であり、もう一つは、平安時代末以降の学者たちの歌学書、歌謡注釈書などである。第一篇は前者についての論考をあつめ、第二篇は後者を考察する。

第一篇は、『古今和歌集』『拾遺和歌集』『古今和歌六帖』がそれぞれに五七五七七の短歌型に改作した歌謡を収めることを指摘し、その歌集中における配列と、歌謡譜本における本来の配列とを詳細に比較する。その結果、『古今集』においては歌謡譜本の本来の配列、歌謡の曲名がおおむね踏襲される傾向が見られ、それらの諸作を歌謡と意識しつつ短歌に改めて収録していると考えられるのに対して、『古今和歌六帖』では配列も曲名も無視して収めていることが明らかにされた。つまり『六帖』においては歌謡出自の作は和歌そのものと扱われていることになり、ここに歌謡と和歌との融合が一段進んだことが指摘されたのである。しかし、それは『六帖』がいわゆる類題和歌集であり、各歌題ごとに歌を集成するので、歌謡譜本の配列がほぐされ、各歌題ごとにばらばらに配属されたただけだとも言う。『古今集』などの勅撰集と『六帖』を比較することにはやや無理があったのかも知れない。それにしても、勅撰集、私撰集における歌謡出自の作の収録状況を調べることは従來の歌謡研究にはなかった新たな発想であり、今後の成果の期待できる方法であろう。

また第二篇は、その第一章で、六条家の歌学者顕昭『袖中抄』における歌謡関連記事を丁寧に読み解いて、譜本古写本の少ない中、そこに引用される歌謡の詞章が歌謡本文の再建に役立つことをいちいちの具体例を示しつつ論じる。そのように歌学書を用いての歌謡研究は類例に乏しく、新たな試みとして高く評価できよう。また同時に、院政期から鎌倉時代にかけての歌壇に歌謡への関心が高まり、歌謡の中から新たな歌謡を発掘しようとする機運が生じていたことをここに見出したことは、和歌史研究にも大いに資する業績であった。

さらに、本論文は時代をくぐり、第二篇第二章では、室町時代の一条兼良『梁塵愚案抄』の歌謡注釈を詳しく紹介し、それが多くの文献資料から用例を博搜し、歌謡の詞章を実証的に注釈することを明らかにする。そして、論者の求めようとする文献資料による歌謡の研究は、まさにこの『梁塵愚案抄』の方法に他ならず、その方法によってこそ平安期歌謡は読み進めなければならないと結論する。

あとはその実践があるのみである。文献資料を活用しての、論者の今後の歌謡読解の業に期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成二十四年一月十六日、調査委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。